

議案第38号

城陽市国民健康保険条例の一部改正について

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたい
ので、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

城陽市国民健康保険条例（昭和36年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>第8条 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、減免を受けようとする理由を証明する書類を申請書に添付して市長に提出した場合で、市長が必要と認めるときは、<u>令和元年度（2019年度）</u>分から<u>令和3年度（2021年度）</u>分までの保険料であつて、<u>令和2年（2020年）2月1日</u>から<u>令和4年（2022年）3月31日</u>までの間に納期限が設定されているものの全部又は一部について減免する。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>第8条 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、減免を受けようとする理由を証明する書類を申請書に添付して市長に提出した場合で、市長が必要と認めるときは、<u>令和2年度（2020年度）</u>分から<u>令和4年度（2022年度）</u>分までの保険料であつて、<u>令和2年（2020年）4月1日</u>から<u>令和5年（2023年）3月31日</u>までの間に納期限が設定されているものの全部又は一部について減免する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免申請手続の要件緩和を図るため、減免申請書の提出期限の特例に係る適用範囲を拡大したいので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

国民健康保険法（抜粋）

（条例又は規約への委任）

第81条 第76条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。